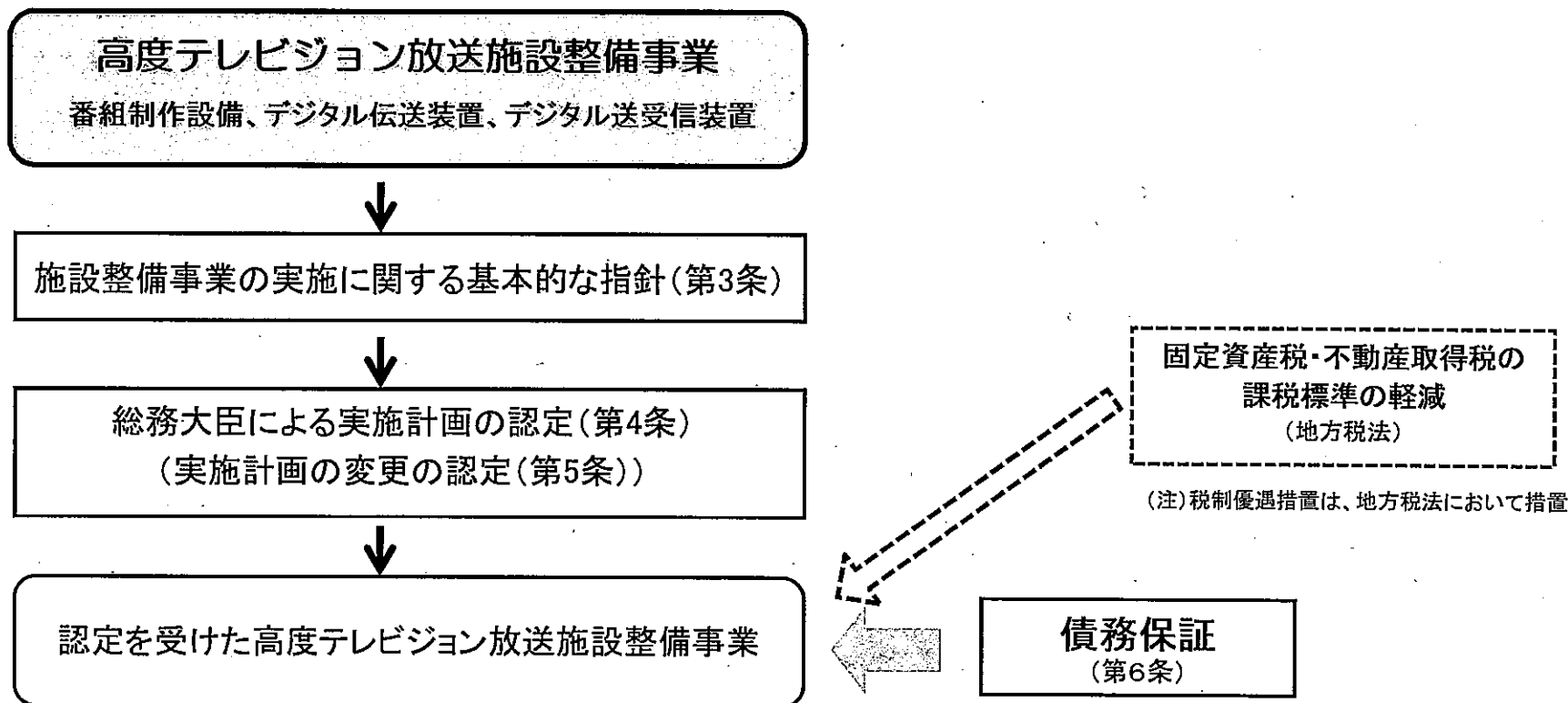


**「高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の
一部を改正する法律案」改正事項概要**

**平成22年4月
総務省**

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高テレ法附則第2条において平成22年12月31日とされている当該法律の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長する。



高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の枠組み

1. 現行法の概要

(1) 基本指針の策定

総務大臣は、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本指針を策定。高度テレビジョン放送施設とは、デジタル無線設備とデジタル番組制作設備。

(2) 実施計画の認定

総務大臣は、基本指針に基づき、事業者から提出される施設整備事業の実施計画を認定

(3) 支援措置

認定計画に係る施設整備事業に対し次の支援措置

- ・ 独立行政法人情報通信研究機構の債務保証
- ・ 税制優遇措置（固定資産税及び不動産取得税の課税標準の圧縮）
※税制優遇措置は地方税法において措置

(4) 法期限

平成22年12月末

2. 改正法案の概要

法期限を、平成27年3月末まで延長

地デジ完全移行に関するスケジュール

